

耐震補強工事（補強計画一体型）補助申請手続きの流れ

※原則、「補強計画の策定」と「補強工事の実施」を一体的に行う必要が有ります。

★補助対象外：補強計画の策定のみで、補強工事を実施しない場合。

⇒「事業の取下げ」の申請が必要となります。

★例外的に補助対象：過去に補強計画策定済みの場合。^(注)

注 1.平成 25 年以前に策定されたものは使用不可。⇒再度「補強計画の策定」が必要です。

注 2.過去に「木造住宅補強計画策定事業」による補助金の交付を受けている場合の補助金額は、交付済みの補助金額を差し引いた金額となります。

申請者

市役所担当者

重要ポイント

① 補助要件の確認

- ・要件を満たしているか確認してください。(P.5 参照)
- ・耐震診断を受けたことが無い場合、わが家の専門家診断を受けることができます。(P.3 参照)

② 「交付申請書」の提出

- ・必要書類*を揃えて市窓口へ提出してください。(※P.5～6 参照)

③ 書類審査・交付決定

- ・審査により交付が決定した場合は、「交付額決定通知書」を申請者に送付します。

④ 契約

- ・③の交付決定後以降に業者との補強計画、補強工事、工事監理、の各契約が可能となります。
※交付決定前に契約したものは補助対象外となります。

⑤ 補強計画策定・「耐震補強計画確認申請書」の提出

- ・「静岡県耐震診断補強相談士」による補強計画の作成が必要です。(P.6～7 参照)

⑥ 書類審査・結果通知

- ・補強計画が適正と認められれば、「耐震補強計画確認結果通知書」を申請者に送付します。

⑦ 補強工事の実施

※補強工事は、⑥の「耐震補強計画確認結果通知書」が送付されてから着手してください。

⑧ 補強工事完了・「完了報告書」の提出

- ・必要書類*を揃えて市窓口へ提出してください。(※P.7 参照)

※工事完了後、速やかに提出してください。(提出期限：2月末まで)

⑨ 書類審査・交付確定

- ・審査により交付が確定した場合は、「交付額確定通知書」を申請者に送付します。

⑩ 補助金の支払い

- ・指定された金融機関に補助金を振り込みます。

【変更について】

③の交付決定後に、以下に該当する場合は補助金額が変更となる場合があります。

- ・補強計画の変更 ・工事金額の変更

⇒「変更承認申請」の手続きが必要になりますので、ご相談ください。